第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

大阪市北区南森町一丁目4番5号
当社5階会議室

議決権行使期限

2026年6月23日(火曜日)午後6時

空気をデザインする会社
SINKO

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

新晃工業株式会社
証券コード 6458

証券コード　6458
2026年６月８日

株　主　各　位

大阪市北区南森町一丁目４番５号
新　晃　工　業　株　式　会　社
代表取締役社長　末　永　　聡

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第77回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.sinko.co.jp/ir/stock/shareholders.html

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記のウェブサイトにアクセスして、当社名（新晃工業）または証券コード（6458）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認ください。

**　なお、当日のご出席に代えて書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年６月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 開催日時　2026年６月24日（水曜日）午前10時　（受付開始 午前９時）

2. 開催場所　大阪市北区南森町一丁目４番５号
当社　５階　会議室

3. 目的事項

報告事項
1. 第77期（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席いただいた場合にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。
◎今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイト（https://www.sinko.co.jp）に掲載いたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2026年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026年６月23日（火曜日）午後６時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に記載されたログインＩＤ、仮パスワードをご入力いただき、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
詳細は、次頁の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 **2026年６月23日（火曜日）午後６時入力完了分まで**

・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・議決権の不統一行使をされる場合には、その旨および理由を当社にご通知ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

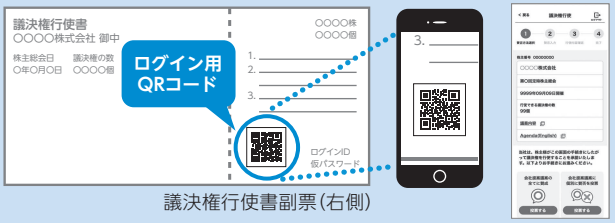
＜電磁的方法（インターネット）による議決権行使について＞

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

議決権行使期限	2026年6月23日（火曜日）　午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



議決権行使書副票（右側）

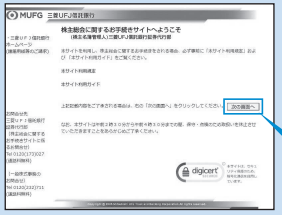
［アクセス手順］
①お手持ちのスマートフォンかタブレット端末にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法　パソコンの場合

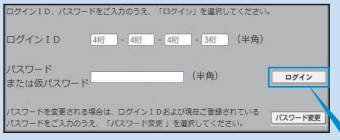
［ アクセス手順 ］

①WEBサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



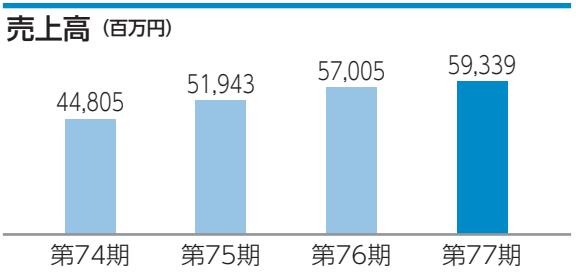
入力して「ログイン」をクリック

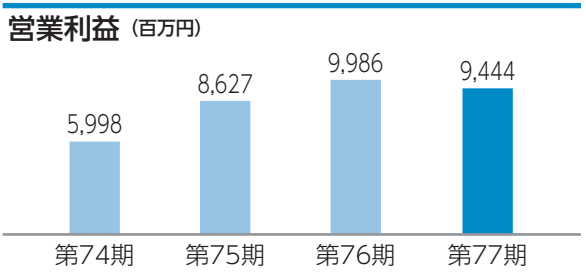
③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

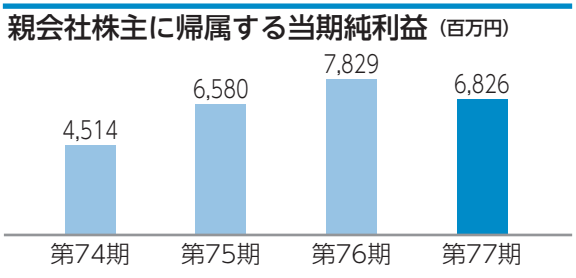
システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**　（受付時間午前９時～午後９時、通話料無料）

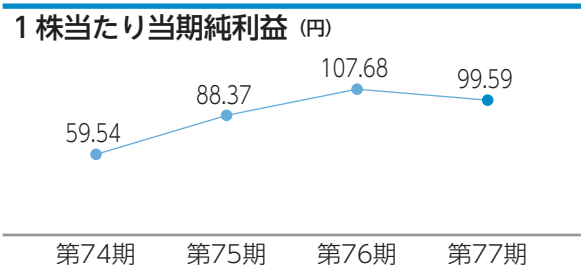
業績ハイライト

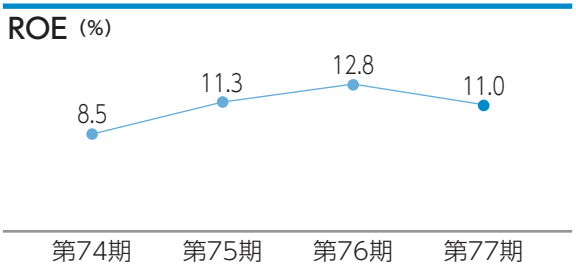
売上高	59,339百万円（前期比4.1%増）	経常利益	10,061百万円（前期比5.2%減）
営業利益	9,444百万円（前期比5.4%減）	親会社株主に帰属する当期純利益	6,826百万円（前期比12.8%減）

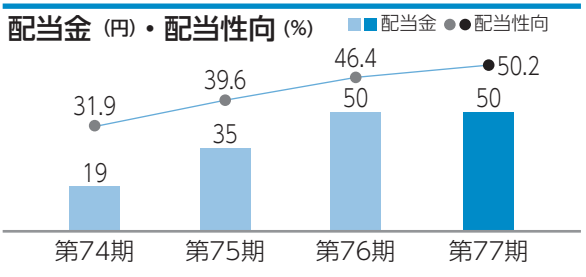












（注）　当社は2024年12月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。
第74期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益、配当金を算定しております。

事 業 報 告 (自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価高への対応や危機管理投資・成長投資等による強い経済の実現を目指すなか、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、国際的な通商政策の動向や中東情勢が国内産業に及ぼす影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当業界におきましては、大型再開発を含むビル空調や国内製造拠点等に納める産業空調、データセンター投資などの堅調な需要を受け、管工事設備工事会社の受注高は高水準で推移しており良好な事業環境が続きました。一方で、建設業・物流業における働き方改革や建設費の高騰、国際的な通商政策の動向を受け、国内の建設市場では工事案件の長工期化や投資計画見直しといった影響が現れ始めており、今後の市場動向は慎重な見極めが必要と考えております。

こうした状況下、当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画「move.2027」を前期からスタートさせ、資本コストと株価を意識した経営に取り組んでおります。本中計では、目標とする経営指標として従来の連結売上高・連結営業利益に加えROE・PBR等を新たに設定し、資本コスト経営を事業運営の軸としていくことを明示しております。こうしたなか、生産プロセスのDX化・効率化による生産能力増強の取り組みのほか、中計ターゲット市場の攻略のための販売施策についても強化を進めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

セントラル空調市場における機器出荷台数の減少を受け、空調機器の販売量が低下した一方、空調設備工事・メンテナンスの旺盛な需要獲得に努めた結果、売上高は51,332百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。利益面におきましては、機器販売の減収に伴う減益のほか、人件費・物流費等の増加により、セグメント利益（営業利益）は9,535百万円（前連結会計年度比6.8%減）となりました。

アジア

中国では、景況感の悪化や不動産市場の停滞に伴う影響を受けるなか、事業環境の厳しさと不透明感が増しております。こうした状況下、当連結会計年度におきましては、空調機器販売なら

びに工事案件の増加により、売上高は8,092百万円（前連結会計年度比10.9%増）となりました。利益面におきましては、工事案件の利益計上が進んだものの、機器販売において厳しい価格競争が続いた結果、セグメント損失（営業損失）は116百万円（前連結会計年度はセグメント損失283百万円）となりました。

この結果、当社グループの売上高は59,339百万円(前連結会計年度比4.1％増)となりました。利益面におきましては、営業利益は9,444百万円(前連結会計年度比5.4％減)、経常利益は10,061百万円(前連結会計年度比5.2％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,826百万円(前連結会計年度比12.8％減)となりました。

また当社グループは、中期経営計画「move.2027」における資本コスト経営の指標として、ROE（自己資本利益率）を10%以上、PBR（株価純資産倍率）を1倍以上とする目標を採用しております。当連結会計年度で、合計4,892百万円の自己株式の取得を行ったほか、自己株式の取得資金の調達手段として転換社債型新株予約権付社債を2025年4月に発行するなど、負債活用による大胆な資本構成の見直しを実行し、資本収益性の向上に取り組んでまいりました。

以上のとおり、資本コストと株価を意識した経営に取り組んでまいりました結果、当社グループの当連結会計年度におけるROEは11.0%（前連結会計年度比1.8ポイント減）となりました。また、2026年3月末におけるPBRは1.3倍となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は5,960百万円であり、その主なものは国内における生産設備の改修であります。

3. 資金調達の状況

2025年４月３日に2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債6,000百万円を発行いたしました。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国土交通省が公表している建築着工予定金額や、管工事設備工事業に係る受注高は高水準を示し、大型再開発を含むビル空調や国内製造拠点における産業空調、データセンター投資などの需要は堅調に推移するものと見られます。一方、建設業・物流業における働き方改革や建設費の高騰、さらには国際的な通商政策や中東情勢の影響により、国内の建設市場では工事案件の長工期化や建設資材の価格高騰・調達難など一定の影響が生じる可能性が

あり、今後の市場動向は慎重な見極めが必要と考えております。

このような情勢のなか、日本セグメントにおいては、当期にセントラル空調機器販売の物量減少に伴い収益性が低下したことを踏まえ、販売促進活動や案件管理を強化し、販売量増加・価格転嫁を通じて収益性を改善させてまいります。また中期経営計画のターゲット市場においては、データセンターや個別空調分野での機器販売が好調に推移しております。データセンター市場では、2025年3月期に開設した総合実験棟「SINKO AIR DEVELOPMENT LAB」や大型冷却塔展示施設「BAC BASE」などを活用した販促活動を展開しており、グループ内の密な連携により案件獲得を進めてまいります。個別空調市場では、データセンターの外気処理用途や産業向けなどで販売が伸び、計画を上回るペースで業績が拡大しております。2027年3月期からは暑熱対策をターゲットとした新製品の市場投入を開始するなど、お客様のニーズに応える提案営業に取り組むことでさらなる業績拡大を目指してまいります。

また、当社グループの事業変革を支えるDX戦略においても、足元の経営課題を踏まえて中長期的な投資と挑戦を進めております。SIMAプロジェクトは、製造リードタイム短縮と品質向上を目指す新しい生産システムを構築し、製造プロセスを革新する第2フェーズの運用を2026年4月から一部の製品で開始しました。これにより、信頼性の高い製品をスピーディに供給できる体制を整え、お客様への価値向上を目指します。加えて、長期ビジョン「VISION 2030:空気で未来を拓く」の実現に向けて、グループ経営を深化させる新たなDX構想「SWA（SINKO Web Architecture)」を立ち上げ、マーケティングとアフターサービスにおける業務変革・グループシナジー創出に取り組んでまいります。

アジアセグメントにおいては、依然として厳しい事業環境が続くものと見込まれますが、製品やサービス面で他社との差別化を目指す販売戦略、および品質や製造面の見直しによる原価低減と利益確保に取り組み、収益性の改善を進めてまいります。

以上を踏まえ、2027年3月期の業績見通しは以下のとおりです。

売上高　　63,000百万円（前連結会計年度比6.2%増）
営業利益　10,000百万円（前連結会計年度比5.9%増）
経常利益　10,600百万円（前連結会計年度比5.3%増）
親会社株主に帰属する当期純利益　7,200百万円（前連結会計年度比5.5%増）

なお、今般の中東情勢の緊迫化により、空調機器の製造に使用する原材料の入手性悪化・価格高騰等の影響が生じております。当社グループにおきましては、原材料調達やコスト上昇の状況を注視しつつ、販売価格への転嫁や海外生産拠点を含めたサプライチェーンの見直しを進めるなど、迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

本件が業績見通しに与える重大な影響は現時点で確認されておりませんが、今後の状況の変化

により当社グループの業績に重大な影響が生じると判断された場合は、速やかに公表いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜わりますようお願い申しあげます。

5. 財産および損益の状況の推移

区　　分	第74期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第75期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第76期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	第77期 (2025.4.1～ 2026.3.31) (当連結会計年度)
売上高　(百万円)	44,805	51,943	57,005	59,339
経常利益　(百万円)	6,540	9,120	10,615	10,061
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	4,514	6,580	7,829	6,826
1株当たり当期純利益	59円54銭	88円37銭	107円68銭	99円59銭
純資産　(百万円)	57,683	63,907	64,280	66,847
総資産　(百万円)	77,526	88,038	84,997	93,288

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。なお、1株当たり当期純利益を算定するための自己株式数には、第74期から第76期までは株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式を含めており、第77期においては、株式付与ＥＳＯＰ信託および役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式を含めております。
2. 当社は、2024年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第74期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な親会社および子会社

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・エー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 355	50	空調機器の製作、販売

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、空調機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

8. 主要な拠点等

(1) 当　　社

本　　社	大阪市北区南森町一丁目４番５号
東 京 本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番７号
神奈川工場	神奈川県秦野市菩提160番地の１
岡 山 工 場	岡山県津山市草加部1458番地の４
東 京 支 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番７号
大 阪 支 社	大阪市北区南森町一丁目４番５号
名古屋支社	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビルディング本館
SINKOテクニカルセンター	神奈川県秦野市菩提160番地の１
SINKO AIR DESIGN STUDIO	大阪府寝屋川市宇谷町11番13号
営　業　所	札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）

(2) 重要な子会社

国　　内	新晃アトモス株式会社（東京都）
	千代田ビル管財株式会社（東京都）
	日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）
海　　外	上海新晃空調設備股份有限公司（中国）

9. 従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,701名	17名増

（注）　従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先

借　入　先	借　入　金　残　高
	百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	932
株式会社中国銀行	295
株式会社横浜銀行	295

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　239,550,000株

2. 発行済株式の総数　72,543,000株

3. 株主数　25,357名（前期末比5,603名増）

4. 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社明晃	13,521	19.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,772	11.41
ダイキン工業株式会社	4,050	5.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	3,322	4.87
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,231	3.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,131	3.13
日本生命保険相互会社	1,864	2.73
新晃持株会	1,144	1.68
エフホールディングス株式会社	900	1.32
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKAI AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	900	1.32

（注）当社は、自己株式4,455千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。なお、自己株式には、株式付与ＥＳＯＰ信託および役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式940千株を含んでおりません。

5. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	4,500株	1名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

（注）当社は、2024年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割を考慮した株式数を記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

2025年3月13日付の取締役会決議に基づき2025年4月3日に発行した2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容の概要

新株予約権の数	600個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計金額
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式（単元株式数 100株）を目的とし、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1円未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	1,386円（一定の条件の下、調整される）
行使期間	2025年4月17日から2030年3月13日まで （行使請求受付場所現地時間） ただし、一定の期間は行使することができない
新株予約権の行使の条件	（注）
本社債の残高	6,000百万円

（注） 各本新株予約権の一部行使はできない。2025年4月17日から2029年3月31日までの期間においては、ある暦年四半期中、直前の暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合に限って、2029年4月1日から2029年12月27日までの期間においては、ある暦年四半期中、直前の暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、当該暦年四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

Ⅳ 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏　　名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況等
末　永　　聡	代表取締役社長兼社長執行役員	
青　田　徳　治	代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理本部長	
谷　口　武　則	取締役兼専務執行役員 生産本部長	
藤　井　智　明	取締役兼専務執行役員 経営企画室長	
道　端　徳　昭	取締役兼常務執行役員 営業本部　西日本地区営業推進担当	
安　達　美奈子	取締役	三信電気株式会社　社外取締役（監査等委員） 公益財団法人 Innovation of FUJI 理事
平　野　伸　一	取締役	ギグワークス株式会社　社外取締役 理研ビタミン株式会社　社外取締役
福　田　伊津子	取締役	イチカワ株式会社　社外取締役 株式会社アイティフォー　社外取締役（監査等委員）
佐　野　雅　一	取締役（常勤監査等委員）	
北　殿　寿　生	取締役（常勤監査等委員）	
水　村　健一郎	取締役（監査等委員）	
中　川　善　雄	取締役（監査等委員）	中川法律事務所　弁護士
生　越　栄美子	取締役（監査等委員）	生越公認会計士事務所　代表 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ　社外取締役（監査等委員） 株式会社日阪製作所　社外取締役

（注）1. 取締役安達美奈子、平野伸一、福田伊津子、取締役（監査等委員）水村健一郎、中川善雄および生越栄美子の6氏は、社外取締役であります。
2. 取締役佐野雅一および北殿寿生の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
3. 取締役安達美奈子、平野伸一、福田伊津子、取締役（監査等委員）水村健一郎、中川善雄および生越栄美子の6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）水村健一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、また取締役（監査等委員）生越栄美子氏は、公認会計士であり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役安達美奈子氏は、ホーチキ株式会社の監査役（非常勤）を2025年６月26日開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および国内の子会社の取締役、執行役員および管理監督者である従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど一定の免責事項を設け、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4. 取締役の報酬等

(1) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区　　分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	8 （3）	213 (21)	132 (21)	74 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 （3）	42 (21)	42 (21)	—	—
計	13 （6）	256 (43)	175 (43)	74 (-)	6 (-)

（注）　非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、当該報酬の内容は、「(2)取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2016年６月28日開催の第67回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名）と決議されております。

また、監査等委員である取締役の報酬総額は、同じく2016年６月28日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内（決議時の監査等委員である取締役は５名）と決議されております。

上記に加え、2017年６月28日開催の第68回定時株主総会において、当社が報酬を支払

う取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいており、その報酬限度額は年額90百万円以内とされております。なお、当該報酬額は、原則３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して３事業年度の初年度に支給するものであります（決議時の対象取締役は６名）。また、2024年6月24日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および一部執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社株式を報酬として交付する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該報酬額は、連続する3事業年度を対象として、当社が拠出する金員の上限は合計648百万円、また取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は324,000株（2024年12月1日付株式分割に伴う調整後）としております。当該当社株式等は、原則取締役等を退任した時に交付するものであります（決議時の対象取締役は5名）。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて取締役の報酬等に関する方針について審議・答申を行い、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議することとしております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、その限度内で人事担当取締役が経営環境および功績等を勘案のうえ原案を作成し、客観性・透明性を確保するために指名・報酬委員会および監査等委員会の意見を参考にしたうえで社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬額は、その限度内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬および業績連動型金銭報酬ならびに株式報酬で構成されております。業績連動型金銭報酬に係る指標としては、主に当社の営業利益および連結営業利益等を選択しております。これらの利益を業績連動報酬の指標としている理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。業績連動型金銭報酬は役職毎に定められた固定報酬に、当事業年度における営業利益および連結営業利益等の過年度比増減、各役員の個人業績評価、翌事業年度以降の業績見込み等により総合的に決定された業績支給率を乗じて決定し、固定報酬と併せて、翌事業年度の月例報酬として支給しております。単体および連結の各利益の実績については、計算書類および連結計算書類をご参照ください。また、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬と業績連動型株式報酬で構成されます。譲渡

制限付株式報酬は、一定の譲渡制限期間を付した譲渡制限付株式を各取締役の在任時に交付する制度です。業績連動型株式報酬は、担当するセグメント別の業績目標を複数項目定め、達成項目数に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等を、取締役等の退任時に交付を行う制度です。担当するセグメント別の業績目標は、当社が中期経営計画で定めた業績目標を勘案の上、対象者毎に設定をしており、その主なものは連結ROEなどの財務指標のほか、人的資本に関連する非財務指標です。企業価値向上を目指す動機付けの観点から、目標未達となった項目は、一切、達成項目数に含めない制度設計としております。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役安達美奈子氏は三信電気株式会社の社外取締役ならびに公益財団法人 Innovation of FUJIの理事を兼職しております。なお、当社と三信電気株式会社ならびに公益財団法人Innovation of FUJIとの間には、特別な関係はありません。

取締役平野伸一氏はギグワークス株式会社の社外取締役ならびに理研ビタミン株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社とギグワークス株式会社ならびに理研ビタミン株式会社との間には、特別な関係はありません。

取締役福田伊津子氏はイチカワ株式会社ならびに株式会社アイティフォーの社外取締役を兼職しております。なお、当社とイチカワ株式会社ならびに株式会社アイティフォーとの間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）中川善雄氏は中川法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と中川法律事務所との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）生越栄美子氏は生越公認会計士事務所の代表、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループならびに株式会社日阪製作所の社外取締役を兼職しております。なお、当社と生越公認会計士事務所、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループならびに株式会社日阪製作所との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

取締役　安達美奈子

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

取締役　平野伸一

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、長年培われた企業経営の豊富な経験・見地から、経営全般について適宜発言しております。

取締役　福田伊津子

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験やIT分野における高度な知見から、経営全般について適宜発言しております。

取締役（監査等委員）　水村健一郎

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会13回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培われた豊富な知識・見地から適宜発言しております。

取締役（監査等委員）　中川善雄

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会13回の全てに出席し、検事・弁護士として培われた豊富な経験・見地から適宜発言しております。

取締役（監査等委員）　生越栄美子

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士として培われた豊富な経験・幅広い見識から適宜発言しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合やその他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。

② 当社取締役会は、コンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス室は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。

③ 当社取締役会は、情報セキュリティ管理室を設置し、当社グループの情報セキュリティの維持・運営・向上のため、会社保有情報およびその環境を管理、安全に保護することに努める。また、情報セキュリティ管理室は、内部監査室と協業し、会社各部門および事業場の情報セキュリティ管理状態を監査・監督し、適切な助言や勧告を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。

② 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。

③ 当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。

④ 当社取締役会は、事業継続を脅かす事態の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、事業の早期復旧・継続に向けた有事の対応体制および平時の運用体制の構築、運用を行う。

(4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は原則月１回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、当社グループの取締役等の職務執行状況の監督等を行う。

② 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。

② 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループにおける業務の執行状況の確認・評価を行う。

③ 当社代表取締役は、内部監査室から報告を受け、取締役会で当社グループの業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。

④ 内部監査室は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営企画室担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしており、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

② 当該使用人は監査等委員会の補助業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

(8) 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握する。

② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は、ＳＫグループコンプラほっトライン規程を当社グループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題

ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

ハ 重要な情報開示事項

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括しております。当社およびグループ会社の各事業所において、経営理念・行動規範等を記した「SINKO COMPASS CARD」に基づき、職場での話し合いを年２回実施することにより周知徹底に努め、その実施状況について取締役会に報告しております。また、内部統制システムを整備するとともにコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持に努めております。当社では、法令違反や内部規程違反となる可能性のある行為等の早期発見を目的として「ＳＫグループコンプラほっトライン」を設けており、通報・相談の有無について毎月取締役会に報告しているほか、毎年コンプライアンスに関する教育受講を必須とし、意識向上に努めております。

(2) リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会を設置しております。当社グループに危機が生じた際は、リスク管理委員会の指揮のもと対応することとしております。委員である当社の各事業所長および子会社社長、コンプライアンス室長は、リスク事項の有無にかかわらず、リスクの確認状況を毎月委員長に書面で報告し、委員長は取締役会で報告しております。また、情報セキュリティ管理室を設置し、情報セキュリティチェックシートの提出や、毎月の標的型メール訓練の実施等、継続的な教育・啓蒙により、情報セキュリティ強化に努めております。

(3) 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を原則月１回開催することとしており、当事業年度におきましては17回開催しております。取締役会では、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行っております。また、取締役会は、業務執行の責任と役割を明確化し、現場レベルでの意思決定を当社の執行役員に委任しており、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

(4) グループガバナンス

当社グループ会社の管理は、管理本部担当取締役が統括しており、監査等委員会による監査、内部監査室による内部監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、社長会を年４回実施し、定期的に各グループ会社の経営状況・財務状況等について必要な報告を受けております。

(5) 監査等委員会の監査

当社の監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。監査等委員会は各事業所および各グループ会社への監査を通じ各事業所長および各グループ会社の経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役会に報告を行っております。

また、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換および情報交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

なお、当事業年度におきましては、監査等委員会を13回開催しております。

(6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果について代表取締役および監査等委員に報告を行っております。また、会計監査人と情報を共有するなど連携を図り、監査の実効性が高まるよう取り組んでおります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額
(資産の部)	
流動資産	**46,313**
現金及び預金	17,425
受取手形、売掛金及び契約資産	20,764
電子記録債権	5,758
商品及び製品	910
仕掛品	731
原材料	1,573
その他	619
貸倒引当金	△1,469
固定資産	**46,883**
有形固定資産	**25,077**
建物及び構築物	11,240
機械装置及び運搬具	1,800
工具、器具及び備品	1,338
土地	10,405
建設仮勘定	291
無形固定資産	**1,572**
ソフトウエア	955
その他	616
投資その他の資産	**20,233**
投資有価証券	18,637
繰延税金資産	114
その他	1,499
貸倒引当金	△18
繰延資産	**91**
社債発行費	91
資産合計	**93,288**

科　　目	金　　額
(負債の部)	
流動負債	**13,285**
支払手形及び買掛金	6,309
電子記録債務	622
短期借入金	900
１年内返済予定の長期借入金	312
未払法人税等	1,341
未払消費税等	465
賞与引当金	831
株主優待引当金	19
その他	2,483
固定負債	**13,155**
転換社債型新株予約権付社債	6,000
長期借入金	1,175
繰延税金負債	3,591
再評価に係る繰延税金負債	863
役員退職慰労引当金	10
株式給付引当金	311
退職給付に係る負債	932
長期未払金	72
その他	198
負債合計	**26,441**
(純資産の部)	
株主資本	**53,794**
資本金	**5,822**
資本剰余金	**1,516**
利益剰余金	**51,907**
自己株式	**△5,452**
その他の包括利益累計額	**9,545**
その他有価証券評価差額金	**9,127**
土地再評価差額金	**△748**
為替換算調整勘定	**1,166**
非支配株主持分	**3,506**
純資産合計	**66,847**
負債・純資産合計	**93,288**

(注)　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**59,339**
売上原価		**36,717**
売上総利益		**22,622**
販売費及び一般管理費		**13,177**
営業利益		**9,444**
営業外収益		
受取利息及び配当金	454	
持分法による投資利益	77	
その他	333	865
営業外費用		
支払利息	39	
その他	208	248
経常利益		**10,061**
特別利益		
固定資産売却益	75	
関係会社清算益	34	110
特別損失		
固定資産除却損	189	189
税金等調整前当期純利益		**9,981**
法人税、住民税及び事業税	**3,038**	
法人税等調整額	**16**	**3,055**
当期純利益		**6,926**
非支配株主に帰属する当期純利益		**100**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,826**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,822	3,215	51,716	△5,572	55,181
当期変動額					
剰余金の配当			△3,673		△3,673
親会社株主に帰属する当期純利益			6,826		6,826
自己株式の取得				△4,892	△4,892
自己株式の処分		115		236	352
自己株式の消却		△4,776		4,776	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,962	△2,962		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,698	191	120	△1,386
当期末残高	5,822	1,516	51,907	△5,452	53,794

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,419	△748	1,115	5,786	3,312	64,280
当期変動額						
剰余金の配当						△3,673
親会社株主に帰属する当期純利益						6,826
自己株式の取得						△4,892
自己株式の処分						352
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,707	－	50	3,758	194	3,953
当期変動額合計	3,707	－	50	3,758	194	2,566
当期末残高	9,127	△748	1,166	9,545	3,506	66,847

(注)　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額
(資産の部)	
流動資産	**22,967**
現金及び預金	8,508
受取手形	42
電子記録債権	4,485
売掛金及び契約資産	7,310
製品	854
仕掛品	541
原材料	1,148
前払費用	55
その他	56
貸倒引当金	△36
固定資産	**46,734**
有形固定資産	**21,149**
建物	9,142
構築物	392
機械及び装置	1,457
車両運搬具	42
工具、器具及び備品	1,173
土地	8,654
建設仮勘定	287
無形固定資産	**1,221**
ソフトウエア	876
その他	345
投資その他の資産	**24,364**
投資有価証券	13,651
関係会社株式	9,784
長期前払費用	41
生命保険積立金	777
その他	127
貸倒引当金	△17
繰延資産	**91**
社債発行費	91
資産合計	**69,793**

科　　目	金　　額
(負債の部)	
流動負債	**7,083**
電子記録債務	504
買掛金	1,136
短期借入金	700
１年内返済予定の長期借入金	300
１年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000
未払金	87
未払費用	1,007
未払法人税等	435
前受金	48
預り金	195
賞与引当金	600
株主優待引当金	19
その他	49
固定負債	**11,214**
転換社債型新株予約権付社債	6,000
長期借入金	1,175
繰延税金負債	2,625
再評価に係る繰延税金負債	863
株式給付引当金	225
退職給付引当金	133
その他	191
負債合計	**18,297**
(純資産の部)	
株主資本	**45,283**
資本金	**5,822**
資本剰余金	**1,455**
資本準備金	1,455
利益剰余金	**43,456**
その他利益剰余金	43,456
別途積立金	2,040
繰越利益剰余金	41,416
自己株式	**△5,451**
評価・換算差額等	**6,213**
その他有価証券評価差額金	**6,961**
土地再評価差額金	**△748**
純資産合計	**51,496**
負債・純資産合計	**69,793**

(注)　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**30,194**
売上原価		**17,922**
売上総利益		**12,272**
販売費及び一般管理費		**7,511**
営業利益		**4,760**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,482	
その他	158	2,641
営業外費用		
支払利息	56	
その他	110	166
経常利益		**7,235**
特別利益		
関係会社清算益	18	18
特別損失		
固定資産除却損	175	175
税引前当期純利益		**7,077**
法人税、住民税及び事業税	**1,413**	
法人税等調整額	**25**	**1,439**
当期純利益		**5,637**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,822	1,455	1,698	3,154
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			115	115
自己株式の消却			△4,776	△4,776
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,962	2,962
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△1,698	△1,698
当期末残高	5,822	1,455	－	1,455

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,040	42,413	44,453	△5,572	47,858
当期変動額					
剰余金の配当		△3,673	△3,673		△3,673
当期純利益		5,637	5,637		5,637
自己株式の取得				△4,892	△4,892
自己株式の処分				236	352
自己株式の消却				4,776	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		△2,962	△2,962		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△997	△997	120	△2,575
当期末残高	2,040	41,416	43,456	△5,451	45,283

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,146	△748	3,398	51,257
当期変動額				
剰余金の配当				△3,673
当期純利益				5,637
自己株式の取得				△4,892
自己株式の処分				352
自己株式の消却				－
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,814	－	2,814	2,814
当期変動額合計	2,814	－	2,814	239
当期末残高	6,961	△748	6,213	51,496

(注)　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２６年5月２１日

新晃工業株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　田　康　弘

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河　瀬　聡　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、新晃工業株式会社の２０２５年4月1日から２０２６年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２６年5月２１日

新晃工業株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　田　康　弘

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河　瀬　聡　子

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、新晃工業株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第７７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月25日

新晃工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　佐　野　雅　一　㊞
常勤監査等委員　北　殿　寿　生　㊞
監査等委員　水　村　健一郎　㊞
監査等委員　中　川　善　雄　㊞
監査等委員　生　越　栄美子　㊞

(注) 監査等委員水村健一郎、中川善雄及び生越栄美子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画「move.2027」を前期からスタートさせ、資本コストと株価を意識した経営に取り組んでまいりました。利益配分については、生産能力の増強、お客様へのサービス性向上、研究開発による付加価値向上など成長への投資と挑戦を進める一方で、株主各位に対しては具体的な方針に基づき利益還元を行っていくこととしております。前期より配当性向の目安を50％に引き上げたほか、業績低迷のときも配当の下限としてDOE3.5％を下回らないこととする方針を採用しております。

上記の方針のもと、当期の期末配当につきましては、１株につき30円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき　　30円　総額　2,042,611,980円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2026年６月25日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し監査等委員会は妥当と判断し、陳述すべき事項はない旨を確認しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	性別
1	末永（すえなが）　聡（さとし）　再任	代表取締役社長兼社長執行役員	17回中17回（100%）	男性
2	青田（あおた）　徳治（とくじ）　再任	代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理本部長	17回中17回（100%）	男性
3	谷口（たにぐち）　武則（たけのり）　再任	取締役兼専務執行役員 生産本部長	17回中17回（100%）	男性
4	藤井（ふじい）　智明（ともあき）　再任	取締役兼専務執行役員 経営企画室長	17回中17回（100%）	男性
5	酒井（さかい）　芳明（よしあき）　新任	常務執行役員 営業本部長兼DC事業部長	―	男性
6	安達（あだち）　美奈子（みなこ）　再任　社外　独立	取締役	17回中17回（100%）	女性
7	平野（ひらの）　伸一（しんいち）　再任　社外　独立	取締役	17回中17回（100%）	男性
8	福田（ふくだ）　伊津子（いつこ）　再任　社外　独立	取締役	17回中17回（100%）	女性

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すえなが　さとし **末永　聡** （1962年３月８日生） 再任	1984年４月　当社入社 2007年４月　当社東京支社長 2008年６月　当社執行役員 2013年６月　当社取締役兼執行役員 2016年４月　当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画本部長 2017年６月　当社取締役兼専務執行役員 2020年６月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	46,100株

〔取締役候補者とした理由〕
同氏は入社以来、国内および海外の営業部門に携わり、2020年から当社代表取締役社長を務めております。当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	あおた　とくじ **青田　徳治** （1962年３月１日生） 再任	2011年10月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）目黒支社長 2014年２月　当社入社 当社管理本部副本部長 2014年７月　当社執行役員 2015年６月　当社取締役兼執行役員 2016年６月　当社管理本部長（現任） 2017年６月　当社取締役兼常務執行役員 2020年６月　当社代表取締役副社長兼副社長執行役員（現任）	26,400株

〔取締役候補者とした理由〕
同氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い知見を活かし、入社以来、経理・財務関連事業や人事・総務関連事業等に実績を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	谷口（たにぐち）　武則（たけのり） （1962年２月20日生） 再任	1982年４月　岡山新晃工業㈱（現当社）入社 2007年７月　同社取締役製造１部長 2013年６月　同社取締役兼常務執行役員 総務統括部長兼生産管理統括部長 2016年６月　同社代表取締役社長兼社長執行役員 2017年６月　当社取締役 2020年４月　当社取締役兼専務執行役員（現任） 当社生産本部長（現任）	43,600株

〔取締役候補者とした理由〕
同氏は、2016年より当社グループの生産部門である子会社の代表取締役社長を務め、また同社との合併後は当社生産本部長として、業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	藤井（ふじい）　智明（ともあき） （1974年12月20日生） 再任	1997年４月　当社入社 2015年４月　当社管理本部情報システム部長 2017年４月　当社経営企画本部企画・関連事業部長 2017年６月　当社執行役員 2018年６月　当社取締役 2020年４月　当社中国事業部所管 2020年６月　当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画本部長 2021年４月　当社経営企画室長（現任） 2022年６月　当社取締役兼専務執行役員（現任）	98,778株

〔取締役候補者とした理由〕
同氏は入社以来、管理部門および経営企画部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	酒井（さかい）　芳明（よしあき） （1967年６月８日生） 新任	1990年４月　当社入社 2012年４月　当社東京支社営業第１部長 2016年６月　当社執行役員 当社東京支社長 2023年６月　当社常務執行役員（現任） 当社営業統括本部DC事業部長 2026年３月　当社営業統括本部長兼DC事業部長 2026年４月　当社営業本部長兼DC事業部長（現任）	13,400株

〔取締役候補者とした理由〕
同氏は入社以来、営業部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	安達（あだち）　美奈子（みなこ） （1956年10月１日生） 再任　社外　独立	1979年４月　ホーチキ㈱入社 2006年６月　ホーチキヨーロッパ（ＵＫ）リミテッド社長 2010年６月　ホーチキ㈱取締役 ホーチキ消防科技（北京）有限公司董事長 2012年10月　ホーチキオーストラリアＰＴＹリミテッド取締役社長 2013年４月　ホーチキ消防科技（北京）有限公司董事長兼総経理 2015年６月　ホーチキ商事㈱代表取締役 2019年６月　当社取締役（現任） 2019年６月　ホーチキ㈱監査役（非常勤） 2023年６月　三信電気㈱社外取締役 2024年６月　三信電気㈱社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年10月　公益財団法人 Innovation of FUJI　理事（現任） 2025年６月　ホーチキ㈱監査役（非常勤）退任	一株

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕
同氏は、企業経営の豊富な経験や実績を有し、とりわけ海外での経験が豊富で、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	ひらの　しんいち **平野　伸一** （1956年１月16日生） 再任　社外　独立	1979年４月　朝日麦酒㈱（現 アサヒグループホールディングス㈱）入社 2011年７月　アサヒビール㈱常務取締役営業統括本部長 2013年３月　同社専務取締役営業統括本部長 2015年３月　同社取締役副社長 2016年３月　同社代表取締役社長 2019年３月　同社代表取締役社長 退任 2020年１月　ギグワークス㈱社外取締役（現任） 2020年６月　当社取締役（監査等委員） 2021年６月　理研ビタミン㈱社外取締役（現任） 2022年６月　当社取締役（現任）	一株
	〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 同氏は、他社役員として長年培われた企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	ふくだ　いつこ **福田 伊津子** （1962年２月５日生） 再任　社外　独立	1984年４月　㈱東芝　入社 2018年６月　東京エレクトロニツクシステムズ㈱　代表取締役社長 2019年10月　東芝エレクトロニックシステムズ㈱　代表取締役社長 2022年10月　東芝電波テクノロジー㈱　取締役 2023年６月　東芝電波テクノロジー㈱　取締役　退任 2024年６月　当社取締役（現任） イチカワ㈱社外取締役（現任） 2025年６月　㈱アイティーフォー社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
	〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 同氏は、企業経営の豊富な経験や実績を備え、さらにＩＴ分野における高度な知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安達美奈子氏、平野伸一氏および福田伊津子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安達美奈子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。平野伸一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年（うち監査等委員である取締役として２年）となります。福田伊津子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
4. 当社は、安達美奈子氏、平野伸一氏および福田伊津子氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、安達美奈子氏、平野伸一氏および福田伊津子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	性別
1	佐野（さの）　雅一（まさかず）　再任	取締役常勤監査等委員	17回中17回（100%）	13回中13回（100%）	男性
2	北殿（きたどの）　寿生（ひさお）　再任	取締役常勤監査等委員	17回中17回（100%）	13回中13回（100%）	男性
3	中川（なかがわ）　善雄（よしお）　再任　社外　独立	取締役監査等委員	17回中17回（100%）	13回中13回（100%）	男性
4	生越（いきごし）　栄美子（えみこ）　再任　社外　独立	取締役監査等委員	17回中17回（100%）	13回中13回（100%）	女性
5	永來（えいらい）　英男（ひでお）　新任　社外　独立	―	―	―	男性

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐野（さの）　雅一（まさかず） （1958年２月10日生） 再任	1980年 ４ 月　くろがね新晃㈱（現当社）入社 2012年 ４ 月　当社技術本部品質保証部長 2015年 ４ 月　当社技術本部設計部長 2018年 ６ 月　当社執行役員 2021年 ６ 月　当社技術本部顧問 2022年 ６ 月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	46,900株
	〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 同氏は入社以来、技術部門に携わり、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	北殿（きたどの）　寿生（ひさお） （1960年９月15日生） 再任	1983年 ４ 月　当社入社 2012年 ４ 月　当社管理本部情報システム部長 2016年 ４ 月　当社管理本部情報システム部統括部長 2017年10月　当社内部監査室長 2018年 ６ 月　当社執行役員 2024年 ６ 月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	19,500株
	〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 同氏は入社以来、管理部門および内部監査部門に携わり、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	中川　善雄（なかがわ　よしお） （1956年５月６日生） 再任　社外　独立	1995年 4 月　東京地方検察庁検事 2017年 4 月　大阪高等検察庁検事 2019年 7 月　弁護士登録、静岡県弁護士会入会 2019年11月　中川法律事務所 弁護士（現任） 2020年 6 月　当社取締役 2022年 6 月　当社取締役（監査等委員）（現任）	33,900株

〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕
同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を有しており、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化等に向けた客観的かつ適切なアドバイスが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	生越 栄美子（いきごし　えみこ） （1960年５月13日生） 再任　社外　独立	1990年10月　中央新光監査法人　入所 1994年 3 月　公認会計士登録（現任） 2003年 6 月　中央青山監査法人　社員 2007年 8 月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所、パートナー 2023年10月　生越公認会計士事務所　代表（現任） 2024年 6 月　当社取締役（監査等委員）（現任） ㈱ちゅうぎんフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）（現任） ㈱日阪製作所社外取締役（現任）	一株

〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕
同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	永來（えいらい）　英男（ひでお） （1960年10月13日生） 新任　社外　独立	1983年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 2003年２月　同行天満支社長、梅田支社長等を歴任 2013年４月　タイガー魔法瓶㈱入社 執行役員管理本部長兼社長室長 2015年４月　同社取締役（管理本部担当）兼社長室長 2022年４月　同社常務取締役兼社長室長 2024年４月　同社専務取締役兼社長室長 2026年４月　同社専務取締役兼社長室長　退任	400株
	〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 同氏は、金融機関における長年の経験および他社役員としての高い見識と豊富な実績を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査・監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中川善雄氏、生越栄美子氏および永來英男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中川善雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年（うち監査等委員である取締役として４年）となります。
4. 生越栄美子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5. 永來英男氏が取締役を務めていたタイガー魔法瓶㈱は、同社が供給する電気ケトルに係る表示について、消費者庁から、2021年８月に不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令を、2022年２月に同法の規定に基づく課徴金納付命令を受けました。
6. 当社は、中川善雄氏および生越栄美子氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、永來英男氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、中川善雄氏および生越栄美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、永來英男氏についても、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員となる予定であります。なお、永來英男氏は、当社の主要な取引銀行である㈱三菱ＵＦＪ銀行（同氏入行時　㈱三菱銀行）の出身でありますが、同行を退職後、10年以上他社に在籍していること、また、当社グループの2026年３月末現在の同行からの借入残高は、当社連結総資産の２％未満であり重要性はないと考えられることから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

（ご参考）
取締役のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

	氏名	企業経営	財務・会計	営業・マーケティング・戦略	製造・技術・IT	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ	業界の知見	人事労務人材開発	国際性
取締役	末永　聡	●		●	●		●	●		●
	青田　徳治	●	●	●		●	●		●	
	谷口　武則	●			●			●	●	●
	藤井　智明	●		●	●			●		●
	酒井　芳明			●				●		
	安達　美奈子 社外 独立	●		●						●
	平野　伸一 社外 独立	●		●					●	●
	福田　伊津子 社外 独立	●			●					
取締役監査等委員	佐野　雅一				●			●		
	北殿　寿生				●	●		●		
	中川　善雄 社外 独立					●				
	生越　栄美子 社外 独立		●							
	永來　英男 社外 独立	●	●	●		●	●		●	

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本総会開催の時をもって、2025年６月25日開催の第76回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役岡尾竜平氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
岡尾（おかお）　竜平（りょうへい） (1979年７月11日生) 社外　独立	2001年10月　新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2005年７月　公認会計士登録 2019年６月　EY新日本有限責任監査法人 退所 2019年７月　岡尾公認会計士事務所 代表（現任）	―株

〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

同氏は、公認会計士として培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡尾竜平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡尾竜平氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。岡尾竜平氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 岡尾竜平氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

株主総会会場のご案内図

会　場

大阪市北区南森町一丁目４番５号
新晃工業株式会社 ５階会議室



交通のご案内

Ｊ　Ｒ　東西線「大阪天満宮駅」下車
地下鉄　堺筋線・谷町線「南森町駅」下車
地下鉄側２号出口から徒歩約３分です。

お願い

誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した 植物油インキを 使用しています。